

令和4年度 診療報酬改定 情報
疾患別リハビリテーション料等 単位=点

※ 令和4年度の改定では、診療報酬(点数)及び、技能認定登録者関連に変更はありません。

疾患別	脳血管疾患等	廃用症候群	運動器
算定日数	180日	120日	150日
施設基準Ⅰ	245(147)	180(108)	185(111)/ 85(51)
施設基準Ⅱ	200(120)/ 100(60)	146(88)/ 77(46)	170(102)/ 85(51)
施設基準Ⅲ	100(60)	77(46)	85(51)
リハビリテーション総合実施評価料Ⅰ= 300 Ⅱ= 240			

※ 太字 太枠 = 技能認定登録者が算定可
※ ()内 = 入院中の要介護被保険者等の算定日数超え 13単位/月

※ 技能認定登録者の算定根拠(通知の抜粋)
理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士以外に、運動療法機能訓練技能講習会を受講するとともに、定期的に適切な研修を修了しているあん摩マッサージ指圧師等が訓練を行った場合については、当該療法を実施するに当たり、医師又は理学療法士が事前に指示を行い、かつ事後に当該療法に係る報告を受ける場合であって、(中略) リハビリテーション料Ⅲの所定点数を算定できる。

改定項目

- ・機能的自立度評価法(HIM)の導入
(標準的算定日数を超えた場合であって、医学的にリハビリテーションを継続して行うことが認められた場合) 月に一度FIMを測定していることを要件化する。PDF資料P31
- ・リハビリテーション総合実施計画書等の見直し
実施計画書等に(患者等署名欄)及び、(家族等に対する情報通信機器等)の活用化 PDF資料P32
- ・運動器リハビリテーション料の算定要件の見直し
対象疾患に(糖尿病足病変等)が含まれることを明確化 PDF資料P33

新設項目

- ・外来データ提出加算 50点(月1回)
別に厚生労働大臣が定めた基準で地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、診療報酬の請求状況、生活習慣病の治療の内容に関するデータを、継続して厚生労働省へ提出した場合、算定可 PDF資料P34
- 外来データ提出加算には、経過措置(令和4年10月1日~)が設定 PDF資料P35

消炎鎮痛処置(1日に就き)

- 1、マッサージ等の手技による療法 **35**
- 2、器具等による療法 **35**
- 3、湿布処置 **35**

注意 = 令和4年度 診療報酬改定は、3月4日に厚生労働省より公表されましたので、告示、通知、施設基準の詳細につきましては、同省のホームページ等をご参照ください。
また、協会本部においても、技能認定登録者及び消炎鎮痛処置等に関する問い合わせに応じておりますので、メール又は電話でお尋ねください。

保険局担当 青柳利之